



島根県報

平成21年11月13日（金）

号外 第 192 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	（道 路 維 持 課）	2
道路の供用開始	（ ” ）	4

【正 誤】

平成15年 1 月21日付け島根県報第1, 437号中	（道 路 維 持 課）	5
平成21年10月30日付け島根県報号外第187号中	（ ” ）	6

告 示

島根県告示第769号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	186号	浜田市金城町波佐イ1081番3地先から同イ87番2地先まで	前	メートル 9.50～13.00	メートル 188.00	災害防除工事 拡幅	
			後	9.50～61.50	188.00		
"	"	浜田市金城町長田イ464番8地先から同イ465番5地先まで	前	21.00～64.00	110.00	災害防除工事 拡幅	
			後	25.00～64.00	110.00		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市島根町野井319番1地先から同394番地先まで	前	A	4.00～8.00	162.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.00～11.00	153.00	
			後 B	8.00～11.00	153.00		
"	松江島根線	松江市西川津町字竹崎1060番地先から同町字諸田990番地先まで	前	17.50～20.00	341.80	拡幅	
			後	17.65～20.85	341.80		
"	大野魚瀬恵曇線	松江市鹿島町古浦607番34地先から同町恵曇528番3地先まで	前	A	6.00～7.00	47.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 旧橋梁撤去
				B	11.00～25.00	51.00	

			後 B	11.00～ 25.00	51.00		
"	"	松江市鹿島町武代230番 2地先から同230番7地 先まで	前	7.00～ 9.00	67.00	道路改良工事 拡幅	
			後	10.00～ 18.00	67.00		
"	益田阿武線	益田市市原町イ224番5 地先から同町イ659番2 地先まで	前	A	10.00～ 24.00	374.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 交通安全工事 B区間の拡幅 益田県土整備 事務所
				B	10.00～ 81.00	277.00	
			後	A	10.00～ 24.00	374.00	
				B	10.00～ 99.00	277.00	
"	"	益田市黒周町ロ883番1 地先から同町ロ882番7 地先まで	前	17.00～ 31.50	100.00	災害防除工事 拡幅	
			後	17.00～ 40.00	100.00		

島根県告示第770号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大野魚瀬恵曇線	松江市鹿島町古浦607番34地先から同町武代230番7地先まで	メートル 208.00	平成21年 11月13日	松江県土整備事務所	
〃	益田阿武線	益田市黒周町口883番1地先から同町口882番7地先まで	100.00	平成21年 11月13日	益田県土整備事務所	

正

誤

平成15年 1 月21日付け島根県報第1, 437号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ペ
|
ジ

の 第 島
表 四 根
中 十 県
七 告
号 示

箇
所

一〇・〇〇〇 八一・〇〇〇	一〇・〇〇〇 一四・〇〇〇	一〇・〇〇〇 一四・〇〇〇
二五七・〇〇〇	三七四・〇〇〇	三七四・〇〇〇

誤

一〇・〇〇〇 八一・〇〇〇	一〇・〇〇〇 二四・〇〇〇	一〇・〇〇〇 二四・〇〇〇
二七七・〇〇〇	三七四・〇〇〇	三七四・〇〇〇
益田土木建築事務所		

正

平成21年10月30日付け島根県報号外第187号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第755号 の表中	出雲市佐田町毛津字中村422番 1 地先から同町字宮ノ下川狭31 4番8 地先まで	出雲市佐田町毛津字中村422番 1 地先から同町毛津字宮ノ下 川狭314番8 地先まで